



まちづくり協働隊によるアンパンマン雪像作り

- 認定こども園くるみ入所児童募集
- 60歳を過ぎても国民年金基金に加入できます
- 除雪などによる被害防止について
- 議会だより

平成25年度 『秩父別町認定こども園くるみ』 入所児童募集

平成25年4月1日から

秩父別町認定こども園くるみに入所する児童を募集します。

《長時間保育 8時間》 = 保育に欠ける児童 =

日中、次の理由のため親や同居の親族が保育できないお子さんをお預かりしています。

- ・働いており、他に保育する人がいない（家事労働は含みません）
- ・病気、ケガ、妊娠中または出産後間もない
- ・障がい者や病人などの看護のため保育ができない
- ・その他、児童の保育が困難な場合（求職活動など）



《短時間保育 4時間》 = 保育に欠けない児童 =

- ・平成25年4月1日現在満3歳以上の児童

《発育発達促進保育》

発達に不安のあるお子さんをお預かりし、健全な社会性の発達促進を目的に、他の児童とともに集団保育をします。希望される場合には、ご相談ください。

《入所定員》 長時間保育児（概ね10ヵ月～就学前までの児童） **70名**
短時間保育児（平成25年4月1日現在3歳から就学までの児童） **10名**

《保育時間》 長時間保育 **平日 8時30分から16時30分まで**
土曜日 8時30分から11時30分まで
短時間保育 **平日 8時30分から12時30分まで**
土曜日 8時30分から11時30分まで

※こども園は、7時30分から18時00分まで開所していますので、保育時間の延長を希望される方はご相談ください。

《保育料》 平成24年分の所得税などをもとに4月中旬に決定します。
(下記保育料負担区分表参考)

※秩父別町の保育料は国の基準より30%～50%減で設定しています。

備考1) 母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)等在住世帯等

→第2階層は無料。第3階層は1,000円減。

2) 同一世帯から2人以上の児童の入所

→年齢の高い順に数え、2人目半額、3人目以降は無料。

平成25年度 保育料負担区分表 (保育料)

各月の初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (保育料月額：円)					
		長時間保育			短時間保育		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～7階層を除き、 前年度分の市町村民税の額の区分が	市町村民税非課税世帯	6,300	4,200	4,200	2,100	2,100
第3階層	次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	13,650	11,550	11,550	5,770	5,770
第4階層	40,000円未満		21,000	18,900	18,900	9,450	9,450
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課 税世帯であって、その所得税の額の	40,000円以上、103,000円未満	26,700	24,900	23,080	12,450	11,540
第6階層	区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上、413,000円未満	36,600	25,030	23,080	12,510	11,540
第7階層	413,000円以上		40,000	25,030	23,080	12,510	11,540

《給食》

- 3歳以上児 : 副食、午後のおやつ
- 3歳未満児 : 主食、副食、午前・午後のおやつ



《提出書類》

○長時間保育を希望される方

- ①認定こども園入所申込書
 - ②認定こども園入所児童家庭調書
 - ③保育に欠ける申立書（父母両方）
 - ④健康保険証の写し（祖父母と同居の場合）
 - ⑤所得調査の同意書
 - ⑥求職関係書類（求職関係書類）
- ※手続きには、印鑑、口座番号のわかるもの（口座振替を希望する場合）を持参してください。

○短時間保育を希望される方

- ①認定こども園入所申込書

《受付期間》 **平成25年2月12日（火）～平成25年3月1日（金）**

《提出・お問い合わせ先》 役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111
秩父別町認定こども園くるみ 電話 33-2450



【 一時保育事業 】

次の理由のため、一時的に保育が必要になった方が利用できます。

- ・週数回のパートタイムや保護者の突然の病気、冠婚葬祭などの急な予定が入ったとき
- ・認定こども園への体験入所をしたいとき
- ・育児疲れにより休養を要するときなど

○利用期間：原則として月14日以内とし、週平均3日以内とする。

○1日 : 8時30分から16時30分まで

○午前 : 8時30分から正午まで

おやつ（3歳未満児のみ）、副食（全員）が出ます。

○午後 : 正午から16時30分

おやつ（全員）が出ます。



預かり保育料・一時保育料表

預かり保育料		一時保育料		
1時間当たり		半日当たり（4時間）		
3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
130円	120円	800円	500円	460円
		1日当たり（8時間）		
		3歳未満	3歳	4歳以上
		1,600円	1,000円	920円

【 預かり保育事業 】

一時保育事業と同様の理由により短時間保育児童の保育時間終了後の保育を希望する児童。

○利用期間：一時保育事業と同様

【 地域子育て支援センター事業 】

子育てサロン、子育てなんでも相談、あそびの広場、子育て講座・講習会など親子のふれあいの場所として週5日開設しています。

（地域子育て支援センターは認定こども園内に設けています。）

国民年金基金



平成25年4月から国民年金に任意加入されている
**60歳以上65歳未満の方も
国民年金基金に加入**

できるようになりました！

国民年金基金とは？

自営業やフリーランスなどの方々が、ゆとりある老後を過ごしていただけるように、国民年金（老齢基礎年金）に上乘せした年金をお支払いする公的な年金制度です。

加入できる方は？

国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成25年4月1日から日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に***任意加入**されている方も国民年金に加入できるようになりました。

***任意加入** 国民年金の任意加入制度は、60歳までに老齢基礎年金の受給資格(25年)を満たしていない場合や、40年の給付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合、お住まいの市区役所・町村役場に申し出ることによって60歳以降でも国民年金に加入することができる制度です。

国民年金基金の メリットは！

終身年金が基本

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本になりますので、長い老後の生活に備えることができます。

税制上の優遇

掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

加入は口数制です

- 給付(年金)の型は、終身年金2種類(A型・B型)と確定年金1種類(I型)の3種類があります。
- 1口目(必ず加入)と2口目以降(自由に選択)を組み合わせで選択することができ、掛金の上限(月額78,000円)以内であれば何口でも加入できます。
- 加入時の年齢(月単位)ごとに年金額が設定されていますので、何口加入するかによって受け取る年金額が決まります。



(お問い合わせ)

北海道国民年金基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目2札幌ノースプラザ6階
フリーダイヤル 0120-65-4192

除雪などによる被害防止について

例年、屋根からの雪下ろし中及び落氷雪等による死傷事故が多数発生しております。除雪などによる事故を未然に防ぐため、次の事項に注意するようお願いいたします。



被害防止のために・・・



1. 屋根の雪下ろしをする際には

- (1) 複数で行う！ ⇒ 梯子を支えたり、安全を確認したり、万一の際は救助のために！やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけて！
- (2) 滑り止め！ ⇒ 靴や梯子に滑り止めをつける等の工夫を！
- (3) 命綱をつけて！ ⇒ 万一滑った場合や雪の急落に備えて！



2. 除雪機を使用する際には

- (1) 服装に注意！ ⇒ 機械に巻き込まれないように！
- (2) トラブル時はエンジン停止！ ⇒ 雪が詰まった等、トラブル時はエンジンを必ず停止！

3. その他の注意事項

- (1) 屋根の雪に注意！ ⇒ 屋根の下を通る時は、『雪』や『つらら』に注意を！
- (2) 除雪時の健康に注意！ ⇒ 無理な作業をしない、除雪後汗をかいたら着替えを！

平成24年12月26日施行

秩父別町暴力団排除条例を制定しました

この条例は、暴力団が町民等の生活および社会経済活動に不当な影響を与えることがないように、秩父別町からの暴力団の排除に関して、基本理念を定め、町と町民等の責務等を明らかにすることで、安全で平穏な生活の確保と地域経済の健全な発展を目指しています。

町の責務

- 町民等の協力を得ながら、関係機関と連携して暴力団排除の施策を推進します。
- 公共工事をはじめとして、町の事務又は事業から暴力団を排除します。
- 青少年に対して、暴力団への加入防止、暴力団員による犯罪被害を防止します。



町民・事業者の責務

- 暴力団員等を利することのないようにするとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力しましょう。
- 暴力団排除につながる情報を得た場合には、町や警察に情報提供をしましょう。

条例の基本理念

暴力団を恐れない

暴力団には「その存在を許さない」という毅然（きぜん）とした対応をしましょう。

暴力団に資金を提供しない

いわゆる「みかじめ料」などのお金を渡すことは絶対にやめましょう。

暴力団を利用しない

債権回収や問題解決などに暴力団を利用してはいけません。